

既存岸壁滑動対策検討業務に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成30年5月8日

四国地方整備局

高松港湾空港技術調査事務所長

三野 真治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、既存岸壁の滑動破壊対策として、背後地盤を改良した際の津波引き波時の安定性について、水理模型実験を行い、数値水槽により実験条件を再現し、検証を行うものである。

本業務の実施にあたっては、次の技術力に関する要件を満たしている必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による提案書の提出を要請する予定である。

(技術力に関する要件)

- ①津波の引き波による岸壁の被災メカニズムに関して高度な知見を有すること。
- ②係留施設断面を1/25～1/35程度の縮尺で再現でき、津波の引き波を作用させる水理模型実験が可能な水槽設備を自在に使いこなす能力を有すること。
- ③津波の引き波時に生じる構造物周囲の複雑流の影響等を安定的に解析することが可能な数値シミュレーターを自在に駆使して、精度の高い分析を行う能力を有すること。

2. 業務概要

(1) 業務名

既存岸壁滑動対策検討業務

(2) 業務目的

本業務は、既存岸壁の滑動破壊対策として、背後地盤を改良した際の津波引き波時の安定性について、水理模型実験を行い、数値水槽により実験条件を再現し、検証を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

本業務は、既存岸壁の滑動破壊対策として、背後地盤を改良した際の津波引き波時の安定性について、水理模型実験を行い、数値水槽により実験条件を再現し、検

証を行うものである。

(4) 履行期限

平成31年3月15日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 四国地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 津波の引き波による岸壁の被災メカニズムに関して高度な知見を有すること。
- ② 係留施設断面を1/25～1/35程度の縮尺で再現でき、津波の引き波を作用させる水理模型実験が可能な水槽設備を自在に使いこなす能力を有すること。
- ③ 津波の引き波時に生じる構造物周囲の複雑流の影響等を安定的に解析することが可能な数値シミュレーターを自在に駆使して、精度の高い分析を行う能力を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒760-0017 高松市番町1丁目6番1号（高松NKビル2階）
四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係
電話 087-811-5660 F A X 087-811-5670

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年5月8日から平成30年5月18日まで （1）に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年5月18日 16時00分 （1）に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成30年6月6日 16時00分
- (4) 四国地方整備局（港湾空港関係）における平成29・30年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。